

県都魅力度アップ推進ワーキンググループ

第2回会議

日	時	令和6年7月31日（水）
		15時～16時30分
場	所	徳島県庁3階 特別会議室

[次 第]

1 開会

2 開会挨拶

徳島県 村上副知事

徳島市 瀬尾第二副市長

3 職員自己紹介

4 議事

(1) 県・市議会における議論の状況

(2) 県都のまちづくりの方向性

(3) 新ホール整備

(4) 新ホール整備に係る県市基本協定の取扱い

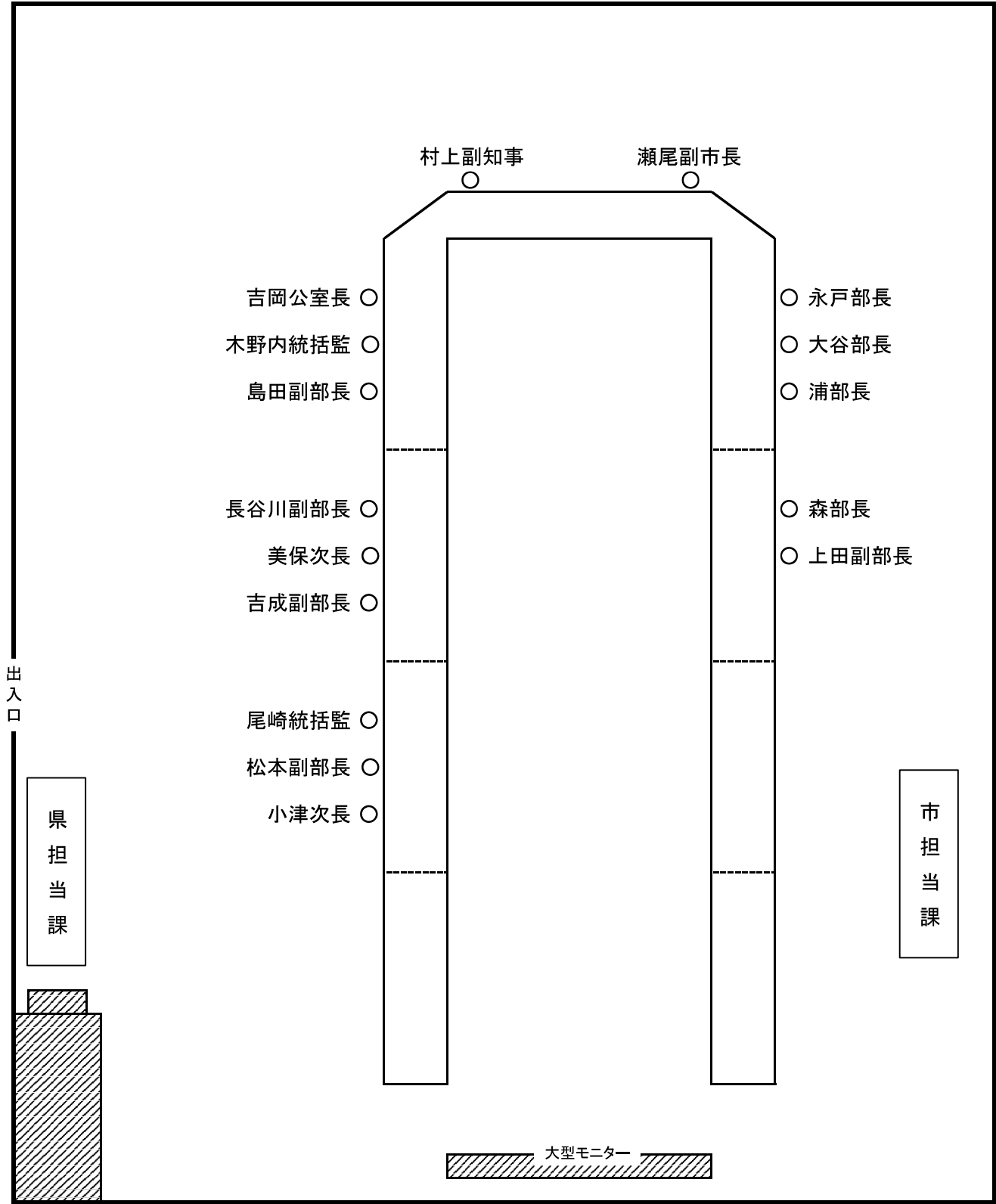
(5) 徳島駅北口・北側開発、車両基地移設

(6) アリーナ整備

5 閉会

配 席 図

(3階 特別会議室)



出席者一覧

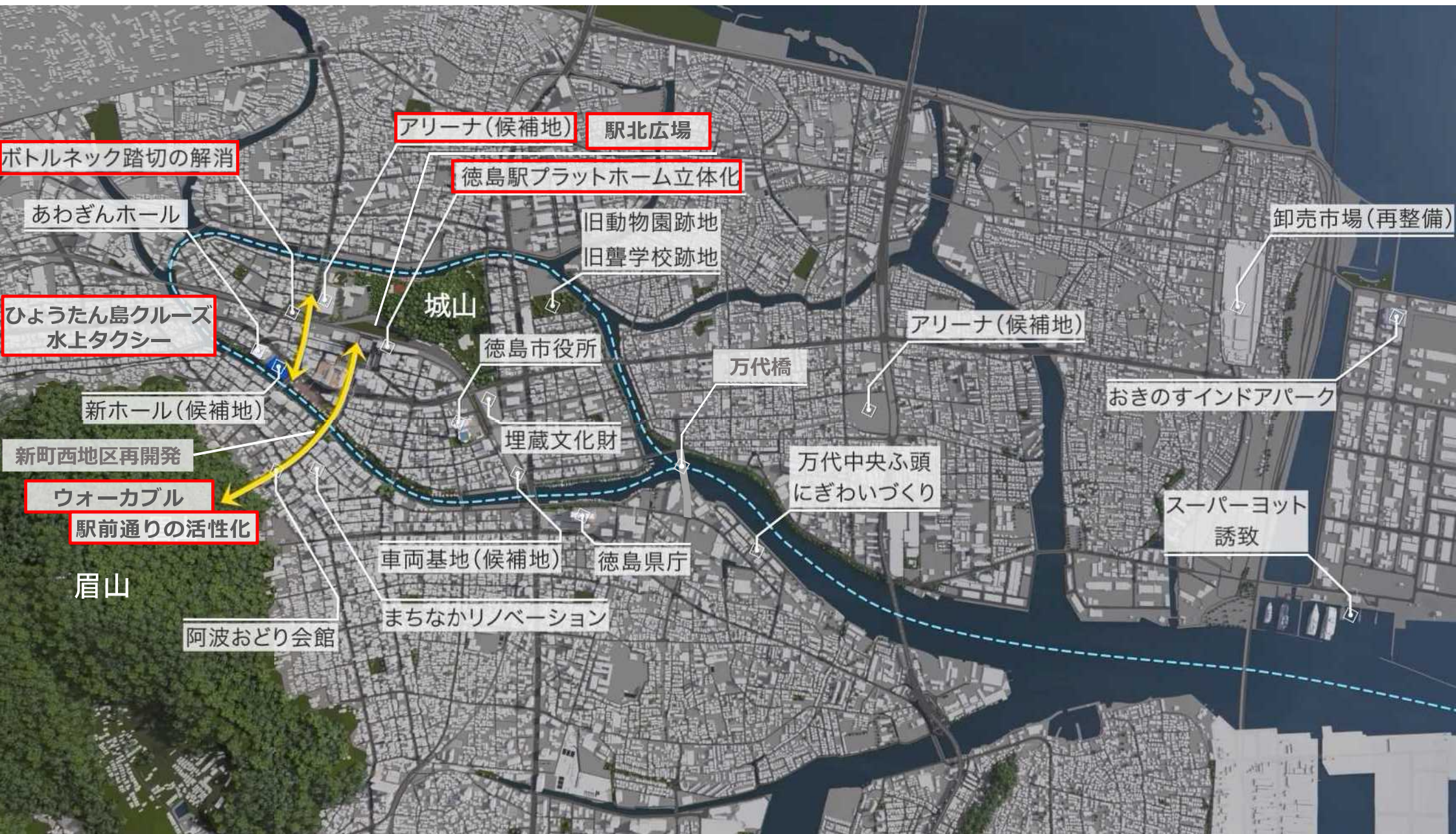
資料 1

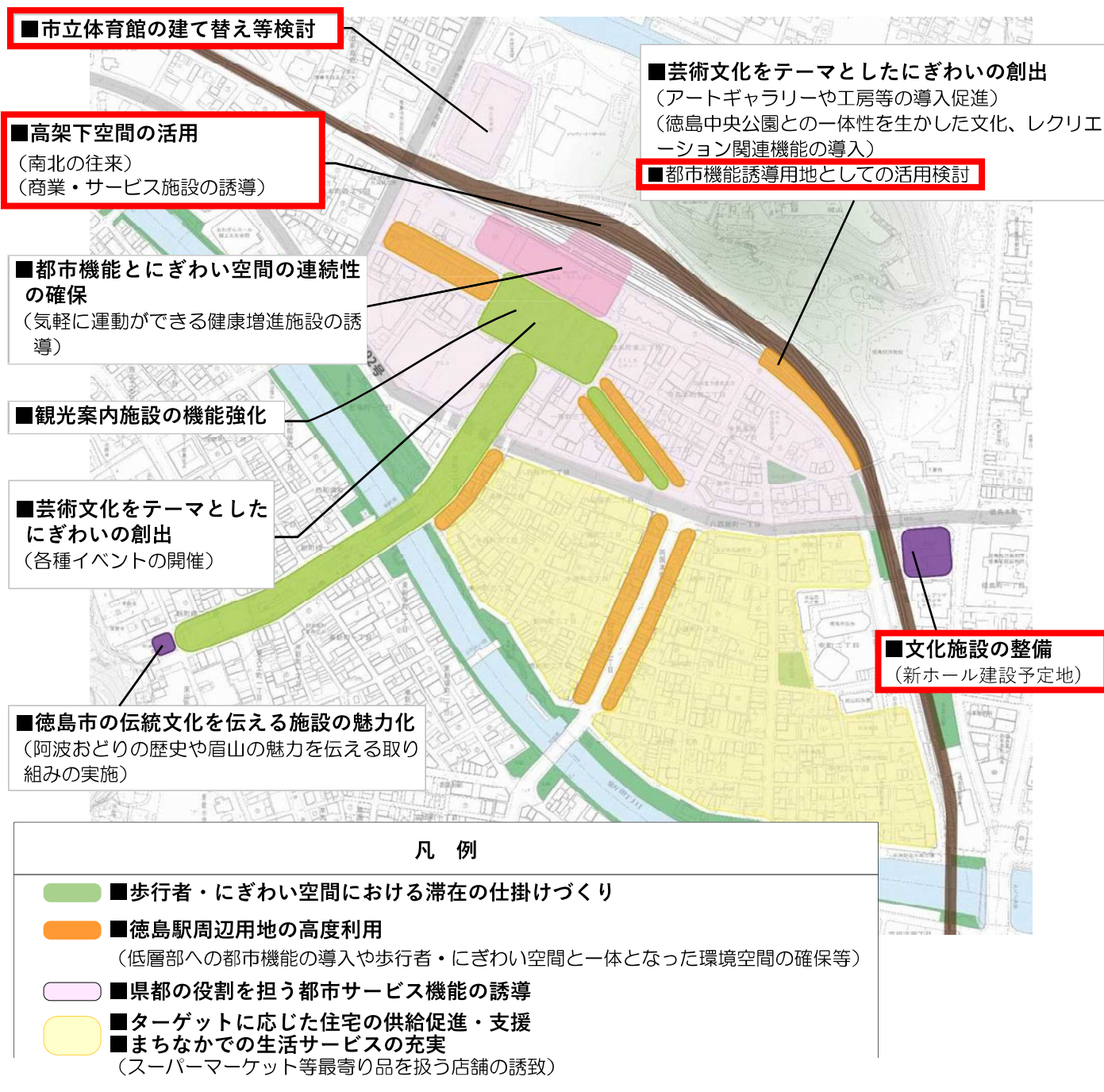
徳島県		徳島市	
役 職	氏 名	役 職	氏 名
副知事	村上 耕司	第二副市長	瀬尾 守
知事戦略公室長	吉岡 健次	企画政策部長	永戸 彰人
知事戦略公室 戦略プロジェクト統括監	木野内 敦	市民文化部長	大谷 道德
企画総務部 副部長	島田 浩寿	経済部長	浦 聡明
観光スポーツ文化部 副部長	長谷川 尚洋	都市建設部長	森 久寿
観光スポーツ文化部 次長（観光戦略担当）	美保 圭祐	企画政策部 副部長	上田 誠吾
生活環境部 副部長	吉成 浩二		
経済産業部 大学・産業創生統括監	尾崎 浩二		
農林水産部 副部長	松本 修一		
県土整備部 次長（企画担当）	小津 慶久		

県都のまちづくりの方向性について

- 1 県都とくしまグランドデザインイメージ（令和 5 年 11 月 徳島県作成）
- 2 徳島駅周辺まちづくり計画（令和元年 6 月 徳島市作成）
- 3 徳島市中心市街地活性化基本計画（令和 4 年 4 月 徳島市作成）

【県】 県都 とくしま まちづくり グランドデザイン イメージ (R 5 年 1 1 月)





施策展開図

④徳島中央公園や眉山の緑、徳島城の歴史などを楽しめる空間の形成

徳島中央公園や眉山等の公園・緑地空間については、植栽や樹木等の適切な維持管理とともに、利用ニーズに応じたサービス施設の充実、アクセスしやすい動線の確保等により、利用を促進する。

【徳島中央公園の魅力化】

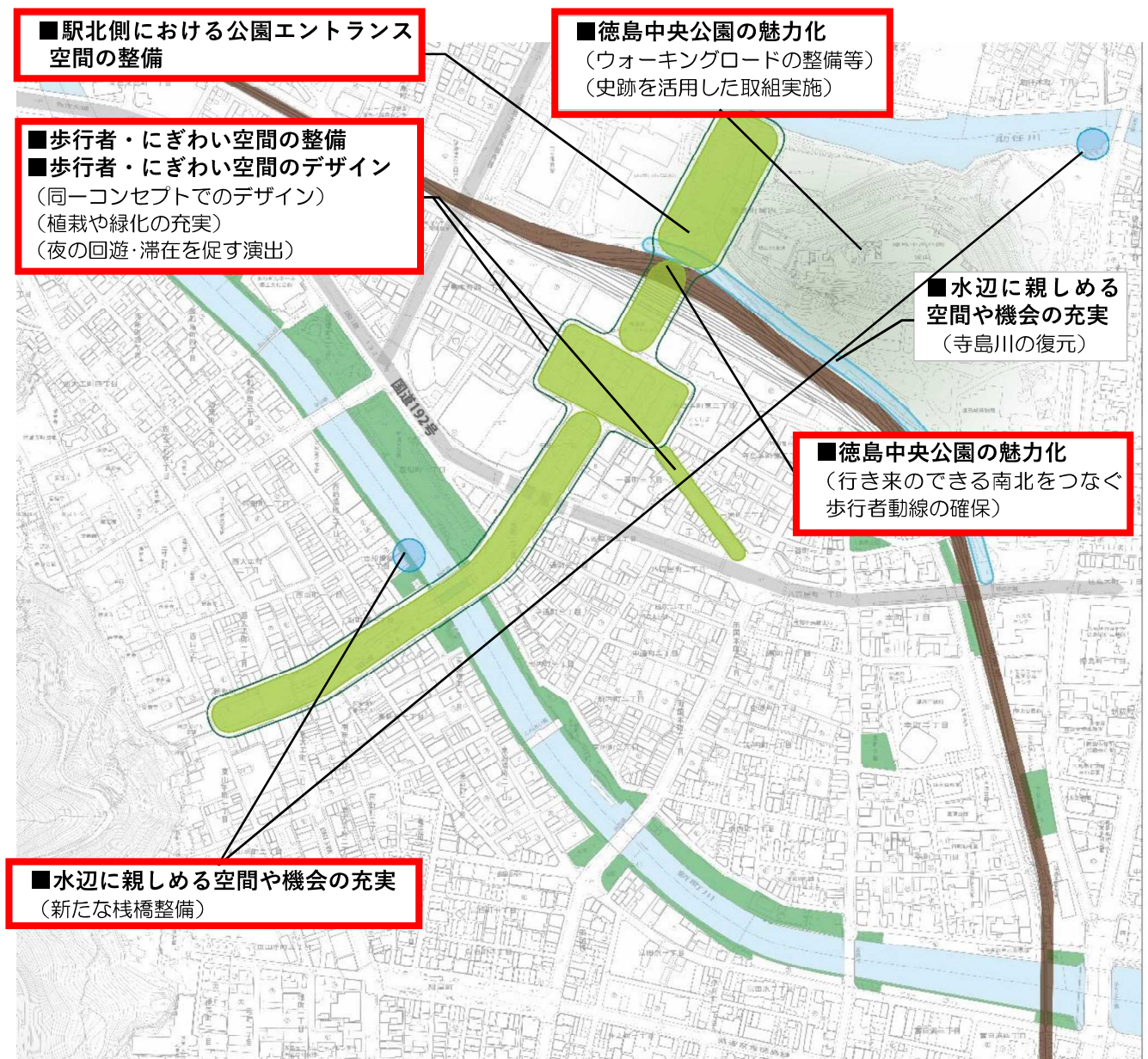
- ・周辺の歩行者空間とのネットワークによるウォーキングロードの整備
- ・史跡を活用した歴史を学ぶ取組の実施
- ・中央公園が駅南側の市街地から身近に感じられ、行き来のできる南北をつなぐ歩行者動線の確保



ウォーキングの場としての活用イメージ



新町橋通りから見える眉山



施策展開図

④公共交通の利用促進（続き）

徳島駅及び周辺施設への来訪や徳島市中心部居住者の日常生活において、公共交通の利用を促進するための取組を推進する。

【公共交通が相互に連携した利便性の高い公共交通ネットワークの再編】

- 公共交通の利用促進のため、鉄道と路線バスが相互に乗り継ぎしやすい運行内容に見直すなど、利便性の高い公共交通ネットワークの再編を検討
- 運行情報等のリアルタイムの情報提供

【鉄道・バス利用に関するインセンティブの付与】

- 公共交通の利用に向けた動機づけの検討、企業や商業施設との連携の検討

【四国まると公共交通利用促進キャンペーンの継続実施】

- 徳島中央公園にて、年1回イベントを実施
- 普段、走っている路線バスにお絵かき、後日路線バスとして運行等



⑤回遊を促すための多様な移動手段の導入

徳島駅周辺歩行者空間や水辺等を楽しみながら回遊できる回遊性、機動性の高い移動手段を導入する。

【新しい移動手段の導入と交通結節点の設置】

- 中央公園や眉山へのアプローチや回遊のための移動手段及び交通結節点の設置
- 新町川・助任川の周遊のための移動手段及び交通結節点（川の駅）の充実



パーソナルモビリティ事例

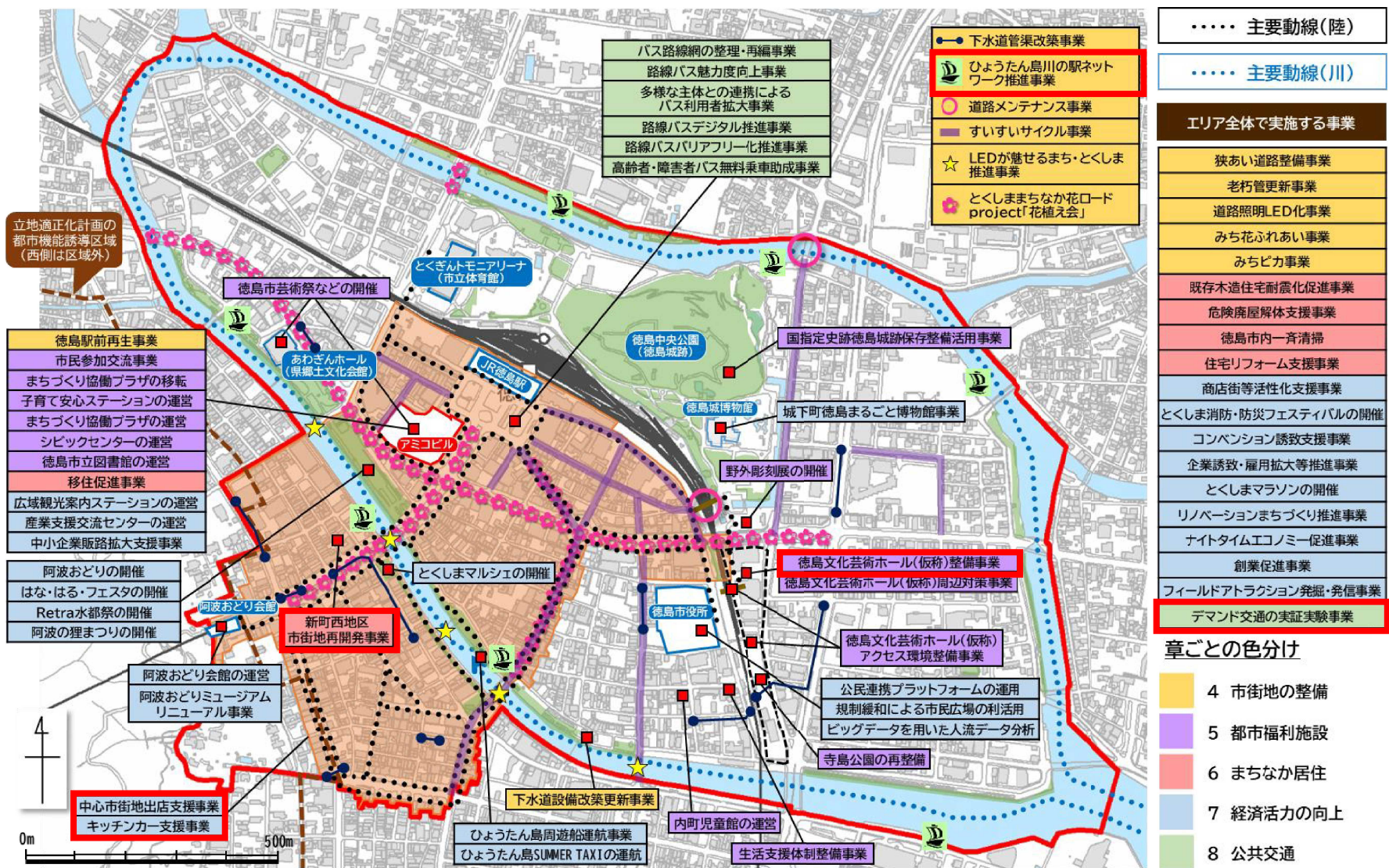


超小型モビリティ導入に向けたガイドライン 国土交通省



施策展開図

4～8までに掲げる事業及び措置の実施箇所図



新ホール整備候補地調査の結果について

1 新ホール施設規模・機能の概要

(1) 調査モデルプラン

構 造：地上 4 階＋地下 1 階、鉄骨鉄筋コンクリート造

延床面積：約 11,400㎡（現計画：16,223㎡）

配 置：エントランスは駅側、舞台・搬入はあわぎんホール側

構 成：大ホール（客席 3 層 固定席 1,504 席＋仮設席・立見席）、
舞台、楽屋、リハーサル室、スタジオ・活動室 等

舞 台：照明バトン、音響反射板、迫り・オーケストラピット等の舞台機構、
袖舞台、奈落等の機能は、現計画の基準を維持

騒音振動：適切な防音・防振対策により、音響環境を確保可能

(2) その他

カフェ飲食：公演に影響されやすいホール内ではなく、

パーク P F I を活用し、藍場浜公園東エリアでの民間運営を検討

地下駐車場：直下の藍場町第 1 地下駐車場は解体が必要

2 コスト・スケジュール

(1) 概算工事費

本体工事費：約 142 億円

※令和 6 年 4 月時点の単価を基に、構造・設備・外構工事等の積み上げにより算出
関連工事費：約 12 億円（藍場町第 1 地下駐車場 設備移設・解体等）

(2) スケジュール

設 計 期 間：約 1 年 6 ヶ月

施 工 期 間：約 2 年 10 ヶ月

※設計期間及び施工期間は、今後の整備手法や選定事業者により変動

その他期間：計画改定、合意形成、事業者選定などに数ヶ月間必要

整備手法を P F I とした場合、導入可能性調査に約 1 年必要

3 地質解析調査

調査結果：支持（岩盤）層は、概ね 20m（西側）～45m（東側）の深さに存在

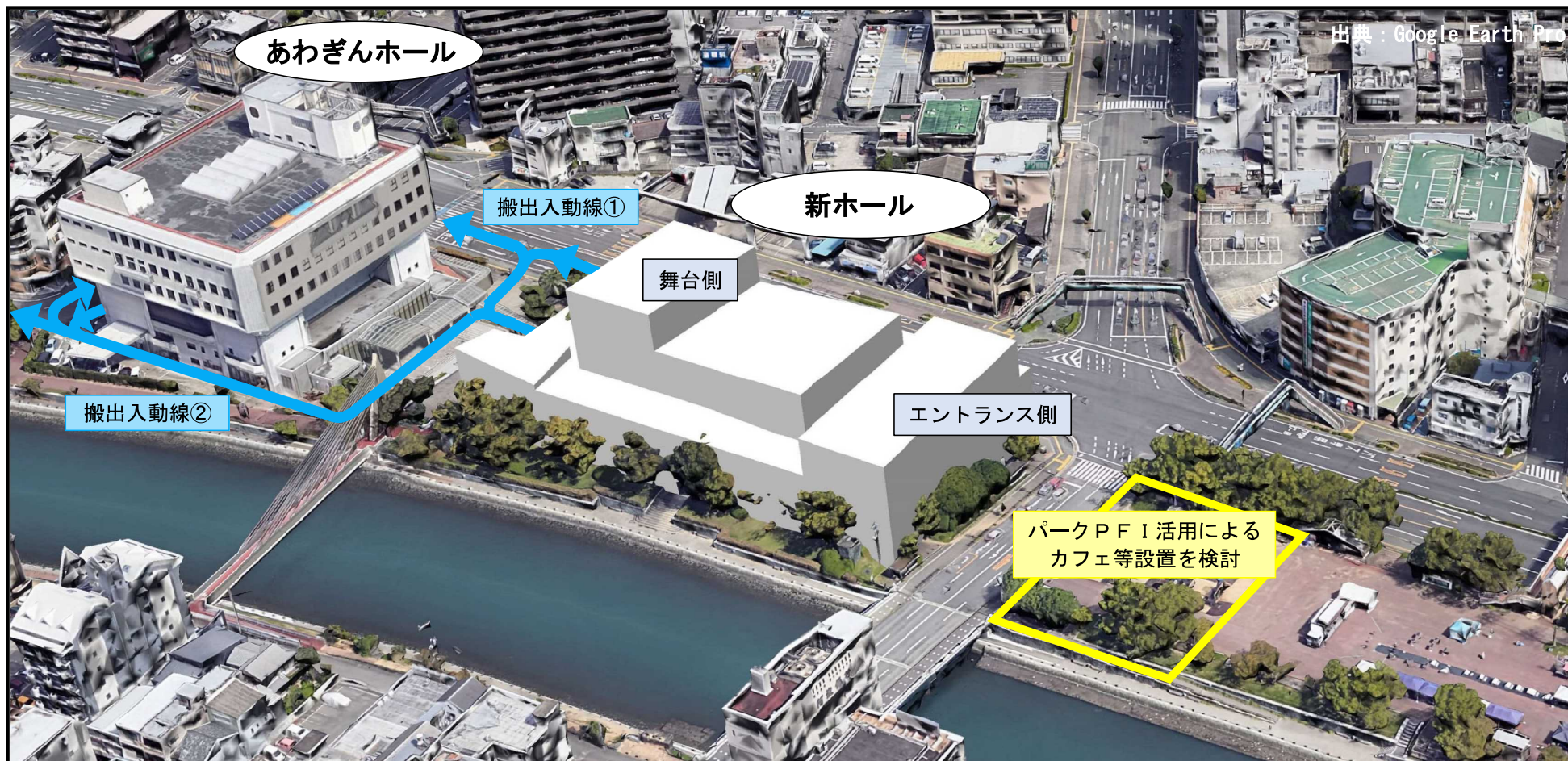
調査箇所：敷地 4 隅 4 箇所（※支持層に傾斜が見られたため、1 箇所追加）

4 埋蔵文化財試掘調査

調査結果：遺構・遺物は確認されず、今後、本調査は不要の見込み

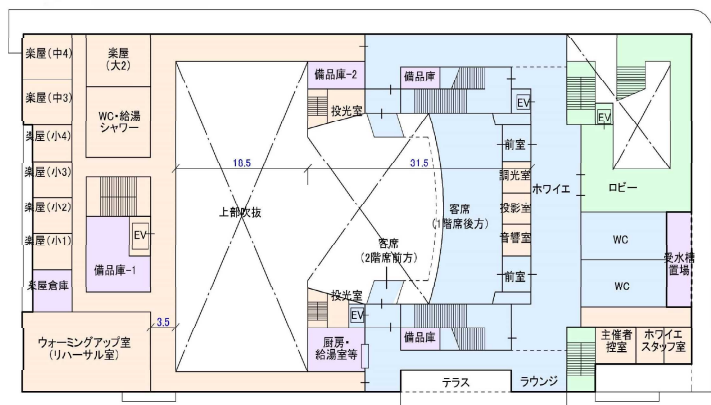
調査箇所：北東部・藍場町交差点付近 1 箇所

藍場浜公園西エリア 新ホール配置イメージ図

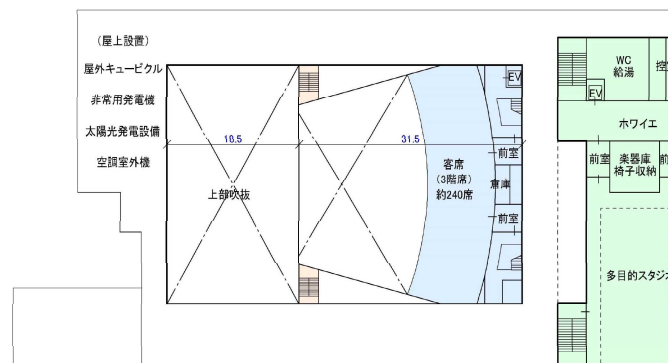


- 徳島駅側にエントランス、あわぎんホール側に舞台・搬入を配置することで、敷地の形状に合わせた効率的な諸室配置が可能
- 大ホールは1,500席以上とし、クラシック音楽・オペラ・ダンス・演劇など様々な演目に対応した舞台機能を確保
- 適切な防音・防振対策により、周辺環境の影響を受けない音響環境を確保
- 11トラック2台分を確保できる搬入ヤードに加え、2パターンの搬出入経路により、スムーズな運営が可能
- あわぎんホールとの一体活用時は、搬出入経路上に大型車両の複数台待機が可能
- カフェ等は、公演に影響されやすいホール内ではなく、隣接する藍場浜公園東エリアにパークPFI活用による設置を検討し、徳島駅側からの人の流れや日常的なにぎわい創出が可能

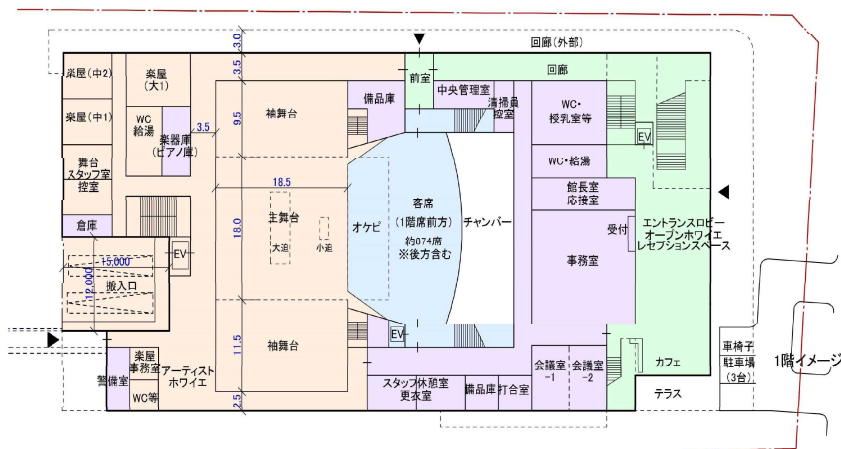
※エントランスを徳島駅側に配置した場合



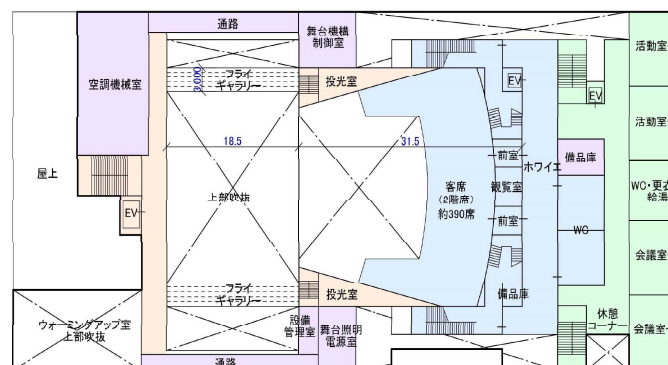
2階イメージ



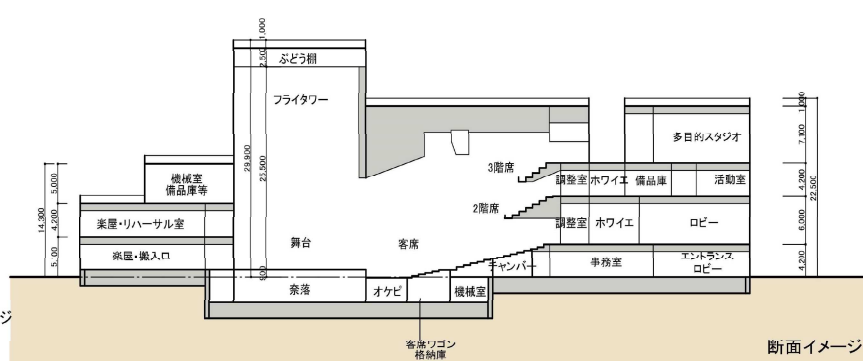
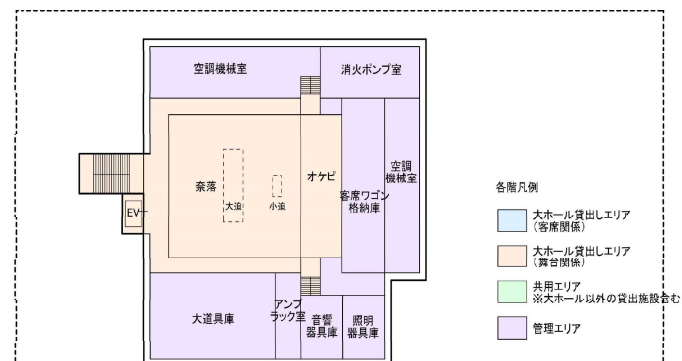
4階イメージ



1階イメージ

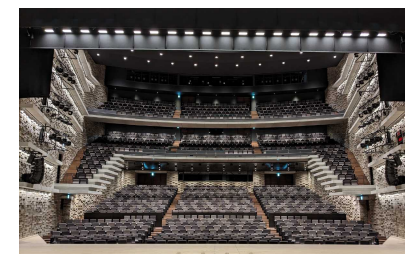


3階イメージ

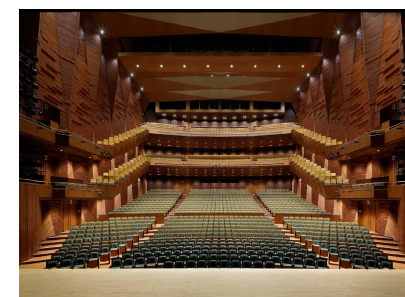


断面イメージ

〔参考〕3層・1500席規模の客席があるホールの例



●枚方市総合文化芸術センター〔1,468席〕
※枚方市より



●サントミュージゼ(上田市交流文化芸術センター)
[1,530席]
※コトブキシーティング(株)HPより

「県市協調新ホール整備基本計画」に基づく新ホール整備にあたり、徳島県と徳島市の役割分担等を定めるため、基本協定を締結（R3.3.26締結）したものの。

	項目	協定条文	内容・現状	主体
1	県市協調新ホール整備基本計画	-	「県市協定」は、「県市協調新ホール整備基本計画（R3.3.26策定）」に基づく内容となっている。	県市
2	市有地の譲与	第7条第3項 第8条第1項 第12条第2項	- 市は、新ホール建設用地として、文化センター跡地の市有地部分及び隣接する市道（市立文化センター線）敷地について、必要な手続により用途廃止を行った上で、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づき、県と市とが別途土地の譲与に係る契約を締結し、令和4年7月31日までに県に譲与する。 【財産譲与契約（R4.7.7締結）】 - 県は新ホール建設用地に供する義務を負い、新ホール本体施設の竣工承認をもって義務履行が完了する。 - 市は県が義務を履行しないときは、契約を解除することができる。その際、県は原状回復して返還しなければならないが、市が認めたときは、現状のまま返還できる。また市が損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。	県市
3	既存施設等の撤去	第7条第4項 第9条第1～3項 第12条第1～2項、第4項	<役割> - 県は、青少年センターの地上部分の全て及び地下構造物の一部を撤去する。 - 市は、中央公民館、社会福祉センター及び街路事務所について、建物の地上部分の全て及び地下構造物の一部を撤去するとともに、市道（市立文化センター線）の徳島跨線橋を撤去する。 - 前2項による撤去実施後も残されている地下構造物、文化センターの地下構造物及び廃止済みの下水道管等については、県が新ホールの施工時に併せて必要な箇所の撤去を行う。 <費用負担> - 県は、本協定に定める県の役割に係る費用を負担する。 - 市は、本協定に定める市の役割に係る費用を負担する。 - 地下構造物等の撤去に係る費用の負担については、県及び市が別途契約を締結した上で、県が一括して施工業者に支払い、市所管の地下構造物等の撤去に係る費用の負担については、県の請求により市が支払う。 【現状】 青少年センター：解体済（地下構造物あり） 中央公民館：解体済（地下構造物あり） 社会福祉センター：解体済（地下構造物あり） 街路事務所：現存（事務所は移転済み） 跨線橋：撤去済	県市
4	既存施設の集約化	第6条	新ホールには、文化センター、青少年センター及び中央公民館の一部の機能を集約する。	県市
5	周辺インフラ整備	第7条第2～3項 第8条第2項 第10条第1～2項 第12条第1～2項	- 県は、第8条第1項の市道の用途廃止に関連し、新ホールの整備に当たって、建設用地内を東西に通行し、市道（中洲・徳島線）に接続する自由通路（新ホールの建物内通路を含む。）を確保する。 - 市は、県と協議をした上で、新ホール建設用地内の市道（城内・幸町線）及び下水道等の周辺インフラの移設並びに第8条第2項に定める自由通路に接続する線路西側から新ホールへのアクセス（跨線橋等）の整備を行う。 【現状】 - 市道（市立文化センター線）は廃止済 - 市道（城内・幸町線）の移設は未実施 - 現在も光ケーブル、下水道管の移設工事が継続中（現時点では令和6年度末に完了見込み）	県市

	項目	協定条文	内容・現状	主体
6	新駅設置	第7条第5項 第12条第3項	県及び市は、新ホールを始め周辺公共施設へのアクセス向上を図るＪＲ牟岐線への新駅設置について、ＪＲ四国と連携しその実現に努める。	県市
7	寺島公園	第5条第2項	寺島公園は公園機能を維持するとともに、旧徳島中央警察署敷地を来館者等のための駐車場として整備し、建設用地と合わせて一体的に活用する。	市
8	旧中央警察署敷地	第5条第2項	寺島公園は公園機能を維持するとともに、旧徳島中央警察署敷地を来館者等のための駐車場として整備し、建設用地と合わせて一体的に活用する。	県 県警

県市協調新ホール整備に関する基本協定

徳島県（以下「県」という。）と徳島市（以下「市」という。）とは、「県市協調新ホール整備基本計画」に基づく施設（以下「新ホール」という。）の整備について、次のとおり合意し、基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新ホールの整備について、県及び市の役割分担等基本的な事項を定めることを目的とする。

（整備の合意）

第2条 県及び市は、新ホールを協調して整備することに合意し、事業推進に当たっては互いに協力し、信義を重んじ、本協定に基づき誠実に履行しなければならない。

2 新ホールは令和7年度末までに開館することを目標とし、県及び市は、前項の合意の中で迅速な事業の推進に努めることとする。

（議決事項）

第3条 県及び市は、本協定に定める事項のうち各議会の議決が必要な事項については適切に準備を行い、議決を得た上で事業を推進する。

（新ホールの位置付け）

第4条 新ホールは、県立施設として県が主管する。

（建設用地等）

第5条 旧徳島市立文化センター（以下「文化センター」という。）跡地に徳島県青少年センター（以下「青少年センター」という。）敷地、徳島市中央公民館（以下「中央公民館」という。）敷地、徳島市社会福祉センター（以下「社会福祉センター」という。）敷地及び徳島市街路樹管理事務所（以下「街路事務所」という。）敷地を加え、新ホール本体施設（外構や敷地内駐車場等を含む。）の建設用地とする。

2 徳島市寺島公園は公園機能を維持するとともに、旧徳島中央警察署敷地を来館者等のための駐車場として整備し、前項の建設用地と合わせて一体的に活用する。

（既存施設の集約化）

第6条 新ホールには、文化センター、青少年センター及び中央公民館の一部の機能を集約する。

(役割に係る基本的方針)

第7条 県及び市は、新ホール整備に関して次項以降のとおり担うべき役割を定め、事業を推進する。

- 2 県は、外構や駐車場等を含む新ホールの設計及び整備並びに必要な調査、工事監理、備品購入等を担う。
- 3 市は、新ホール建設用地に係る市有地の県への譲与並びに市道及び線路西側から新ホールへのアクセス（跨線橋等）、下水道等の周辺インフラの整備等を担う。
- 4 既存建築物の撤去については、その所有者が実施する。
- 5 県及び市は、新ホールを始め周辺公共施設へのアクセス向上を図るＪＲ牟岐線への新駅設置について、ＪＲ四国と連携しその実現に努める。

(土地譲与等)

第8条 市は、新ホール建設用地として、文化センター跡地の市有地部分及び隣接する市道（市立文化センター線）敷地について、必要な手続により用途廃止を行った上で、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年3月30日、徳島市条例第15号）」に基づき、県と市とが別途土地の譲与に係る契約を締結し、令和4年3月31日までに県に譲与する。

- 2 県は、前項の市道の用途廃止に関連し、新ホールの整備に当たって、建設用地内を東西に通行し、市道（中洲・徳島線）に接続する自由通路（新ホールの建物内通路を含む。）を確保する。

(既存施設等の撤去)

第9条 県は、青少年センターの地上部分の全て及び地下構造物の一部を撤去する。

- 2 市は、中央公民館、社会福祉センター及び街路事務所について、建物の地上部分の全て及び地下構造物の一部を撤去するとともに、市道（市立文化センター線）の徳島跨線橋を撤去する。
- 3 前2項による撤去実施後も残されている地下構造物、文化センターの地下構造物及び廃止済みの下水道管等については、県が新ホールの施工時に併せて必要な箇所を撤去を行う。

(周辺インフラ整備)

第10条 市は、県と協議をした上で、新ホール建設用地内の市道（城内・幸町線）及び下水道等の周辺インフラの移設並びに第8条第2項に定める自由通路に接続する線路西側から新ホールへのアクセス（跨線橋等）の整備を行う。

- 2 市道移設等に当たっての地元関係者への説明については、整備事業者が担

うべき事項を除き、県の協力の下、市が主体的な役割を担う。

(実施完了期限)

第11条 第9条第1項及び第2項並びに前条第1項の実施完了期限については、県及び市の協議により定め、別途確認書を作成する。

(費用負担)

第12条 県は、本協定に定める県の役割に係る費用を負担する。

2 市は、本協定に定める市の役割に係る費用（市有地の譲与による実質負担を含む。）を負担する。

3 第7条第5項に定めるJR牟岐線への新駅設置及び新駅整備に伴う駅前施設の費用負担については、JR四国との協議を踏まえ、別途県と市で決定する。

4 第9条第3項に定める地下構造物等の撤去に係る費用の負担については、県及び市が別途契約を締結した上で、県が一括して施工事業者を支払い、市所管の地下構造物等の撤去に係る費用については、県の請求により市が支払う。

(情報共有)

第13条 県及び市は、事業推進に必要なが生じた場合は、本協定に関連する情報（過去に実施した調査等による情報を含む。）の共有を図る。

(情報管理)

第14条 県及び市は、本協定に関する事項につき、事業の実施によって知り得た秘密及び一般に公開されていない情報を外部へ漏らし、又は本協定の目的以外には使用してはならない。

(損害の賠償)

第15条 県及び市は、当該協定に係る事業の推進に当たって第三者に損害を与えた場合は、その損害（整備事業者の責任によるものを除く。）を賠償しなければならない。その場合の費用は、第12条の規定により各自が負担する。

(協定の有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から新ホールが開館する時点までとする。ただし、本協定の有効期間の終了にかかわらず、第13条から前条までの規定の効力は存続する。

(その他)

第17条 本協定書の内容を変更しようとするとき、又は特別な事情が生じたときは、県及び市は協議の上、本協定を改定することができる。

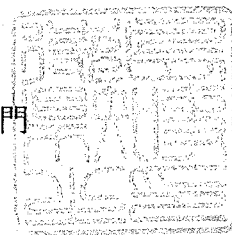
2 本協定書に定めのない事項及び本協定書に疑義が生じたときは、県及び市が協議を行い、決定する。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、県及び市が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月26日

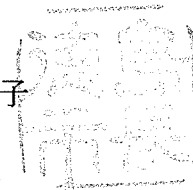
県 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



市 徳島市

徳島市長 内 藤 佐和子



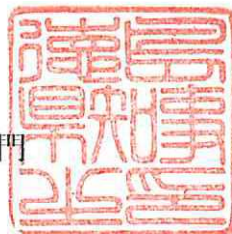
県市協調新ホール整備に関する確認書

徳島県（以下「県」という。）及び徳島市（以下「市」という。）が令和3年3月26日付けで締結した「県市協調新ホール整備に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）の第11条及び第17条第2項に基づき、本確認書を作成する。

- 1 基本協定第9条第1項に関して、県は、青少年センターの地上部分及び地下構造物の一部を、令和5年2月28日までに撤去する。
- 2 基本協定第9条第2項に関して、市は、中央公民館、社会福祉センター及び街路事務所の地上部分及び地下構造物の一部を、令和5年12月31日までに撤去するとともに、市道（市立文化センター線）の徳島跨線橋を令和5年2月28日までに撤去する。
- 3 基本協定第10条第1項に関して、市は、市道（城内・幸町線）を令和5年12月31日までに移設するとともに、下水道等の周辺インフラを令和5年3月31日までに移設する。ただし、電柱の移設については、県、市及び事業者の協議の上、完了期日を設定する。また、新ホールへのアクセス（跨線橋等）については、新ホールの設計・施工に係る優先交渉権者を決定した後、速やかに新ホールの整備スケジュールや跨線橋等の設計方法等について、県及び市が協議の上、完了期日を設定する。
- 4 基本協定第12条第4項における撤去に係る費用には、既存杭の引き抜きに伴って必要となる地盤改良に係る費用を含むものとする。

令和3年4月30日

県 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門



市 徳島市
徳島市長 内 藤 佐和子



県市協調新ホール整備に関する基本協定の一部を変更する協定

徳島県（以下「県」という。）と徳島市（以下「市」という。）とは、両者の間で令和3年3月26日に締結した県市協調新ホール整備に関する基本協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

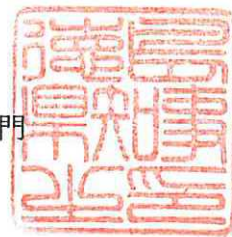
第8条第1項中「令和4年3月31日」を「令和4年7月31日」に改める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、県及び市が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月31日

県 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



市 徳島市

徳島市長 内 藤 佐和子



県市協調新ホール整備に関する確認書

徳島県（以下「県」という。）及び徳島市（以下「市」という。）が令和3年3月26日付けで締結した「県市協調新ホール整備に関する基本協定」に基づき、令和3年4月30日付けで作成した「県市協調新ホール整備に関する確認書」（以下「原確認書」という。）の一部を変更する確認書を作成する。

原確認書の一部を次のように変更する。

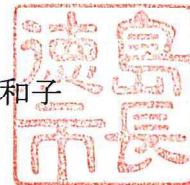
3中「令和5年3月31日まで」を「令和6年3月31日まで」に改める。

令和5年3月28日

県 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門



市 徳島市
徳島市長 内 藤 佐和子



県市協調新ホール整備に関する確認書

徳島県（以下「県」という。）及び徳島市（以下「市」という。）が令和3年3月26日付けで締結した「県市協調新ホール整備に関する基本協定」に基づき、令和3年4月30日付けで作成した「県市協調新ホール整備に関する確認書」（令和5年3月28日一部変更。以下「原確認書」という。）の一部を変更する確認書を作成する。

原確認書の一部を次のように変更する。

2中「令和5年12月31日まで」を「令和6年3月31日まで」に改める。

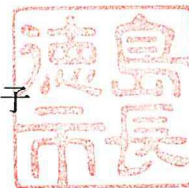
3中「市道（城内・幸町線）を令和5年12月31日までに移設するとともに、下水道等の周辺インフラを令和6年3月31日までに移設する。」を「下水道等の周辺インフラを令和7年3月31日までに移設する。」に改め、「ただし、」の次に「市道（城内・幸町線）については、県及び市が協議の上、」を加える。

令和5年11月28日

県 徳島県
徳島県知事 後藤田 正 純



市 徳島市
徳島市長 内 藤 佐和子



県市協調新ホール整備に関する確認書

徳島県（以下「県」という。）及び徳島市（以下「市」という。）が令和3年3月26日付けで締結した「県市協調新ホール整備に関する基本協定」に基づき、令和3年4月30日付けで作成した「県市協調新ホール整備に関する確認書」（令和5年3月28日及び同年11月28日一部変更。以下「原確認書」という。）の一部を変更する確認書を作成する。

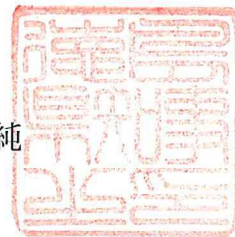
原確認書の一部を次のように変更する。

2中「中央公民館，社会福祉センター及び街路事務所」を「中央公民館及び社会福祉センター」に改め，「令和5年2月28日までに撤去する。」の次に「ただし，街路事務所の地上部分及び地下構造物の一部については，県及び市が協議の上，完了期日を設定し，撤去する。」を加える。

令和6年1月17日

県 徳島県

徳島県知事 後藤田 正純



市 徳島市

徳島市長 内藤 佐和子



徳島駅北口設置に係る車両基地移設検討事業の中間報告について

○徳島駅北側エリアへのアクセス手法の検討案

検討案	【A案】 車両基地の移設＋鉄道の高架化＋自由通路(グランドレベル)の設置 (連続立体交差事業採択時(H18)の現行計画)	
イメージ		
アクセス性	・ 鉄道の高架化と一体となって行う「花畑踏切」をはじめとする踏切の除却、「国道192号」の拡幅等により、交通円滑化が促進 ・ グランドレベル(1階)で北側・南側エリアを接続することが可能 ・ 上下移動がなく、スムーズな歩行者動線を確保 ・ 回遊性の向上に寄与	
にぎわい創出	「にぎわい交流軸※1」の形成に寄与するとともに、車両基地跡・鉄道高架下空間の活用により、駅北側エリアを含め駅周辺における人流増加・商業活動の活性化が期待	
検討案	【B1案】 車両基地の移設＋自由通路(跨線橋形式・2階)の設置	【B2案】 自由通路(跨線橋形式・2階)の設置
イメージ		
アクセス性	・ 駅付近の「花畑踏切」及び「出来島踏切」が除却されない ・ 上下移動を伴うため、南北移動の負荷が大きい	・ 駅付近の「花畑踏切」及び「出来島踏切」が除却されない ・ 自由通路の位置が限定的となる ・ 上下移動を伴うため、南北移動の負荷が大きい
にぎわい創出	車両基地跡の活用により、駅北側エリアにおける人流増加・商業活動の活性化が期待	新たな活用が創出されないため、にぎわい交流軸の形成や人流増加・商業活動の活性化は困難

※1 徳島市により令和元年6月に策定された「徳島駅周辺まちづくり計画」において、にぎわい交流軸(徳島中央公園～徳島駅前広場～眉山)の形成をまちづくりのコンセプトに掲げている

※2 上記検討案については、今後、関係者との調整が必要である

徳島駅北口設置に係る車両基地移設検討事業の中間報告について

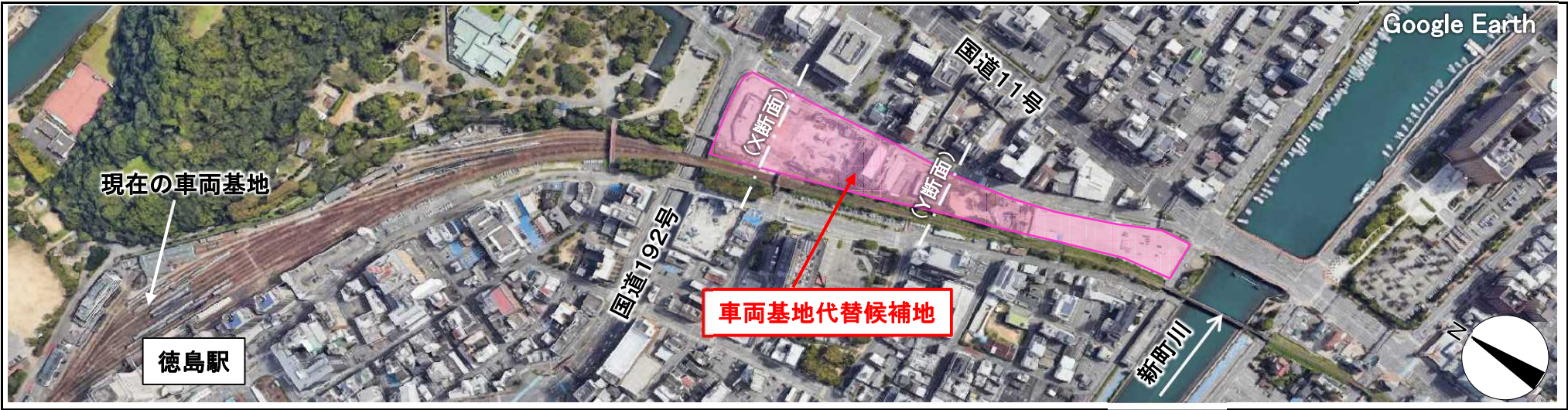
○車両基地移設の代替案

【現行計画】

- 徳島市南部の牟岐線沿いへ車両基地を移設（H20 JR高徳線・牟岐線鉄道高架事業技術検討会）

【現在の検討状況】

- 現行計画の代替案として、「**車両基地代替候補地**」へ施設配置が可能であることを確認（現在及び鉄道高架後に接続可能な配置）
※ 現行計画と同様に、高架駅部にも車両留置が必要。今後、高架工事の施工方法、運用面や事務所配置なども含めた精査により変更はありうる。



- 鉄道高架後に車両が基地へ入出庫できるようにするため、**基地高さは地盤面の高さより高くなると想定**されることから、基地構造として考えられる次の2つの構造を検討案に設定

基地構造	① 高架橋構造		② 盛土構造	
	(X断面) 断面イメージ (高架下空間) 地盤面	(Y断面) (高架下空間) 地盤面	(X断面) (盛土) 地盤面 ※盛土高により地盤改良が必要となる可能性あり	(Y断面) (盛土) 地盤面

※上記は現時点での配置案イメージであり、今後、関係者との調整や追加検討を行うため、確定したものではない

【今後の検討項目】

- 「車両基地高さ」及び「基地構造(①高架橋構造、②盛土構造)」についての検討
- 「車両基地の運用面を踏まえた配置」についての検討
- 「概算事業費の試算」及び「工期」についての検討

アリーナ整備に向けた調査・研究事業について

1 調査概要

県内外から多くの人を誘客し、宿泊者数の増加や地域経済の活性化へと繋げる「目指すべきアリーナ像」を具体化するため、類似施設の状況やアリーナの好事例をもとに、求められる規模や機能、その他有効な附帯施設などについて調査・研究する。

2 目指すべき姿（ビジョン・コンセプト）

- ①「本物」を体感し、徳島に新たな豊かさを生むアリーナ
- ②徳島のまちに新たな賑わいと活力をもたらすエンジン
- ③県民の豊かな日常を支える拠点
- ④県民に愛される徳島のまちのシンボル

3 想定される主要事業・利活用シーン

- ①新たなスポーツ体験シーンの創出
- ②多様な「非日常」エンターテインメントシーンの共創
- ③県民の日常を「彩る」様々な滞在・体験シーンの創出
- ④アリーナを核としたビジネス・投資の拡大と企業・団体間協働の核

4 期待される機能と必要な施設・諸室・設備要件

（1）基幹機能

全 体 規 模：建築面積10,000㎡～15,000㎡程度

メインアリーナ：「すり鉢状」の客席構造・勾配

収 容 人 数：5,000人～10,000人

ホスピタリティ：スイート・ラウンジの設置

床 仕 様：一定重量の搬出入への耐性の確保

（2）付加価値機能

飲食・物販施設：地元の飲食物等が体験可能なカフェテリア施設との複合

オープンスペース：賑わい創出に資するイベント開催が可能な規模のスペース確保

5 スケジュール

調査・研究の結果については、取りまとめしだい県ホームページで公表する。

※委託契約期間は令和6年6月末まで。

目指すべき姿（ビジョン・コンセプト）

■ 「『県都とくしま』のまちづくりの核となるアリーナの実現を目指し、「目指すべきアリーナ」のコンセプトを以下のように設定しました。

「本物」を“体感”し、徳島に新たな豊かさを生むアリーナ

■ 徳島に新たなスポーツ「体感」機会を創出

- 全国大会等のトップアマチュア利用の受け皿としてのみならず、新B.LEAGUEやS.V.LEAGUEをはじめとした、新たな時代・次の時代のプロスポーツの価値を最大限に“体感”でき、徳島に新たなスポーツ体験機会を創出可能な機能を備えたアリーナ。

■ 徳島の生活に多様な「非日常」を創出

- 民間のノウハウの最大限活用や、団体間連携を通じ、県内既存施設では展開ができなかった多様なエンターテインメントコンテンツを実践・提供し、徳島の生活に新たな余暇・レジャー機会を創出するアリーナ。

徳島のまちに新たな賑わいと活力をもたらす“エンジン”

■ 中心市街地の地域経済・活力再活性化の起爆剤

- 県内既存施設では実現できない新たな非日常的なスポーツ・文化体験シーン等の創出を通じ、域内外からの交流人口の増加をもたらす、徳島のまちに新たな賑わいをもたらすアリーナ。
- 来訪者に対し、アリーナ内外で徳島ならではの「モノ・コト・トキ」消費体験を促し、周辺地域経済への還元と活性化に貢献するアリーナ。

■ アリーナを核とした経済の好循環の創出

- 新たな「広域誘客拠点」としてのアリーナの整備・位置づけ・運営を通じ、周辺地域への投資の呼び込みや雇用創出を促し、徳島の持続的成長を支えるアリーナ。

県民に愛される徳島のまちの“シンボル”

■ アリーナを核とした団体間連携・協働の場

- アリーナやその周辺地域をフィールドに、クラブ、運営事業者、スポーツコミッション、行政、企業、団体、県民などとの団体間連携・協働を通じた、様々な事業実践の核となるアリーナ。

■ 徳島への愛着・誇りを育む場

- 「徳島ガンバロウズ」のホームアリーナとして、「徳島ガンバロウズ」をはじめとするプロスポーツチームとの触れ合いのみならず、県民とアリーナの様々な接点の創出を通じ、県民のアイデンティティの醸成と愛着の向上（シビックプライドの育み）に貢献するアリーナ。

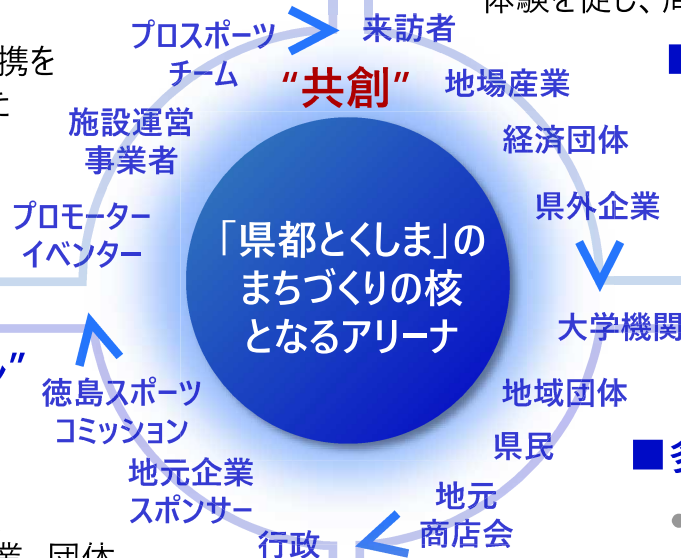
県民の豊かな日常を支える“拠点”

■ 多様な滞在・体験を促す“居場所”空間

- 附帯機能やオープンスペースの積極的な活用等により、試合・興行日以外でも県民が気軽に来訪でき、様々な憩い・集いや、気軽な「する」スポーツなどの機会を生み出す、“居場所”としてのアリーナ

■ 有事への対応に備えた“コミュニティ”空間

- 災害時の避難所拠点としての機能を具備し、有事に対応できる施設として位置づけるとともに、県民の日常に溶け込む様々な来訪シーンを促すことで、平時からの防災・減災の取組に貢献するアリーナ。



想定される主要事業・利活用シーン

■「目指すべきアリーナ」のコンセプトの実現のため、以下の主要事業・利活用シーンの展開・創出を目指します。

1 新たなスポーツ体験シーンの創出

“新たな時代”・“次の時代”のプロスポーツを『体感』

■屋内スポーツの国内主要トップリーグの最高水準への対応による、県内・四国圏随一の「スポーツエンターテインメント空間」としての活用

- B. LEAGUE PREMIER（「新B1」）／S.V. LEAGUE（「新V1」）等

■県ゆかりのプロスポーツを間近で「みる」「触れ合える」機会の創出

- 「徳島ガンバロウズ」（現B3）や「ジェイテクトSTINGS」（現V1）のホームゲーム開催地として、県民が間近で徳島ゆかりのプロスポーツを「みる」機会や、プロスポーツ選手と「触れ合える」機会を創出し、県内外からの交流・関係人口の創発に寄与します。

▼徳島ガンバロウズホームゲーム@アスティとくしま



(出所)徳島ガンバロウズHP



(出所)徳島新聞記事

▼ファン・地域住民との交流事業



(出所)徳島新聞記事

ジェイテクトSTINGSホームゲーム @とくぎんトモニアリーナ▲

■各種プロスポーツ興行の誘致による「みる」スポーツ文化のアップデート

- 国内各種トップリーグマッチや国際的なスポーツイベント等を誘致・開催に取り組み、これまでにない新たな「スポーツエンターテインメント」としての県民の「みる」スポーツ機会の提供・アップデートを目指します。

▼T. LEAGUE（卓球）



(出所)（株）卓球王国HP

▼F. LEAGUE（フットサル）



(出所)F. LEAGUE公式HP

▼国際的スポーツコンテンツの誘致



県スポーツ推進の“核”となるトップアマチュアの『ハレ』の場

■四国・全国大会等の広域大会の誘致・開催による、新たなアマチュアスポーツシーンの創出

- 競技団体との連携を通じ、県内既存施設では誘致が難しい各種屋内競技（武道を含む）の広域大会の誘致・開催を目指します。
- 引き続き市民・県民の重要な日常的なスポーツ活動拠点としての役割を果たす県内既存体育施設との適切な役割分担を図ります。

▼（例）ハンドボール全日本選手権@カメイアリーナ仙台



(出所)読売新聞記事



(出所)毎日新聞記事



(出所)四国新聞記事

(例)全日本学生剣道優勝大会@Asueアリーナ大阪▲

■県スポーツ推進の「シンボル」・県内アスリートの「憧れの舞台」として

- 県予選の会場等にも供用し、県内既存体育施設の補完機能を果たすとともに、中高生などの県内アスリートにとって“憧れ”の舞台として「スポーツエンターテインメント空間」を提供し、県アスリートの競技力・モチベーションの更なる向上とスポーツ人口増を目指します。

▼ハンドボール全国選抜予選



(出所)徳島新聞記事

▼中学総合体育大会徳島県予選



(出所)徳島新聞記事

想定される主要事業・利活用シーン

■「目指すべきアリーナ」のコンセプトの実現のため、以下の主要事業・利活用シーンの展開・創出を目指します。

2 多様な「非日常」エンターテインメントシーンの“共創”

「徳島ならではの」エンターテインメント発信拠点

■県内企業・団体間連携による多様な文化エンターテインメントの展開

- 徳島のもつ豊かな「文化資源」（伝統／観光／産業／歴史／食等）を活かしつつ、県内外のニーズを把握しながら、企業・団体間連携を通じ、「徳島ならではの」魅力ある新たなエンターテインメントコンテンツの企画・造成に取り組み、新たな余暇・レジャーを体感できる、新たな“ユニークベニュー”としての活用を目指します。

例）伝統文化の発信の場として

▼佐賀県伝承芸能祭@SAGAアリーナ ▼阿波踊りイベント@アスティとくしま



(出所) 佐賀新聞記事



(出所) 徳島市観光HP

例）産業・技術の発信の場として

▼広島輸入車ショウ2023@広島グリーンアリーナ



徳島ビジネスチャレンジメッセ@アスティとくしま▲

例）観光・賑わいコンテンツの場として

▼オクトーパフェスト@アオーレ長岡



▼中四国フードコンベンション@エバンクス岡山



徳島のエンターテインメントコンテンツの強化・魅力化

■県内既存施設では取り込めなかったスポーツ・文化エンターテインメントコンテンツの誘致・開催

- 「アスティとくしま」をはじめとする県内既存施設では誘致・開催が困難なスポーツ・文化エンターテインメントコンテンツの誘致・開催を目指し、新たな余暇・レジャーコンテンツの造成を企図するとともに、県外からのより多くの来訪・滞在を呼び起こす「誘客拠点」としての更なるポテンシャル向上を目指します。

誘致・開催が考えられるスポーツ・文化エンターテインメントコンテンツ例

※下記は例であり、今後、県内外の関連事業者等へのサウンディング調査結果を踏まえ、誘致・開催の可能性・ポテンシャルについて客観的に検討

▼有名アーティストによるアリーナコンサート



(写真)三代目 J Soul Brothers from EXILE TRIBE



(写真)JO1

▼多様な文化系エンタメコンテンツ



(写真)松平健・コロケエンタメ魂 スペシャル
@沖縄アリーナの様子

▼見本市・展示会利用



(写真)広島グリーンアリーナにおける展示会の様子

“団体間協働”

主体的なコンテンツの造成（誘致）

運営事業者

イベント
プロモーター

観光協会

中間組織
(スポーツコミッション
等)

県内企業
関連企業

行政

想定される主要事業・利活用シーン

■「目指すべきアリーナ」のコンセプトの実現のため、以下の主要事業・利活用シーンの展開・創出を目指します。

3 県民の日常を「彩る」様々な滞在・体験シーンの創出

多世代の来訪・滞在・交流をいざなう“場所”の創出（「プレイスメイキング」*）

*：単なる空間としての場（「スペース」）を、来訪者にとってより居心地がよく、賑わいが生まれ、周辺地域も含む空間の価値や生活の質が向上する「場」（プレイス）とするための取組のこと

■気軽に身体を動かすことができる空間の有効活用

- 県民が気軽にアリーナを訪れ、軽スポーツやレクリエーションなど、様々なアクティビティ・プレイ（遊び）に親しむことができ、日常的・余暇的な「する」スポーツの活動拠点として、また、興行日以外の人との交流を創出できるような空間の有効活用を目指します。

アリーナ空間のデザイン・有効活用例

▼3on3がプレイ可能なオープンスペース



(写真)オープンハウスアリーナ太田

▼子どもの遊び場（プレイグラウンド）



(写真)大浜体育館隣接の遊び場

▼オープンスペースを活用した健康×運動イベント



(写真)FLAT HACHINOHE

▼興行/非興行日を問わず利用可能なサブアリーナ機能



(写真)SAGAアリーナ

■様々な滞在目的に対応した附帯・付加価値機能・スペース活用

- オープンスペースの積極活用、エリアマネジメント事業、飲食・物販機能等を展開し、身体を動かすだけではなく、県民の様々な憩い・集いを促すことができる機能付加・スペース活用を目指します。
- 特に、観光・産業／教育・福祉／コミュニティ／防災など、関連政策分野との連動・連携や、地域課題解決の場としての活用など、多面的なアリーナ空間の活用を目指します。

▼キッチンカー出店等によるマルシェ・野外飲食フェスの開催



(写真)オープンハウスアリーナ太田



(写真)FLAT HACHINOHE

▼飲食・物販機能（例：ホームチームグッズショップ）の併設による新たな滞在シーンの創出



(写真)SAGAアリーナ



(写真)沖縄アリーナ

想定される主要事業・利活用シーン

■「目指すべきアリーナ」のコンセプトの実現のため、以下の主要事業・利活用シーンの展開・創出を目指します。

4 アリーナを核としたビジネス・投資の拡大と企業・団体間協働の核

アリーナの安定運営に資する民間投資の呼び込み

アリーナ事業の協働・共創シーンの創出

■VIP・ホスピタリティエリアの積極活用を通じたビジネスシーンの創出

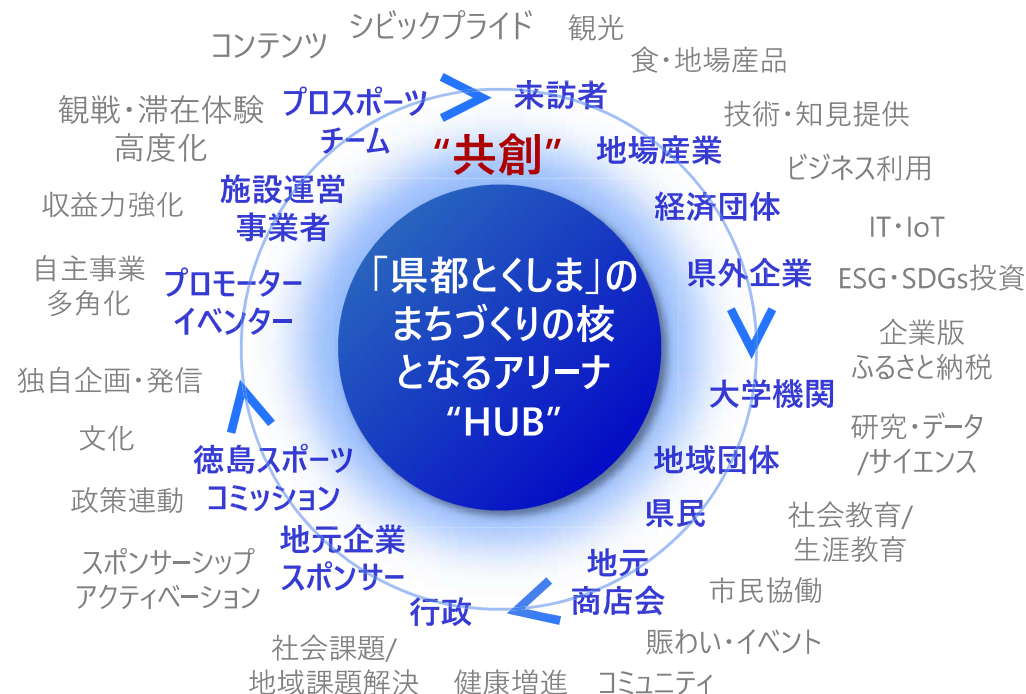
- 高質な観戦体験環境としてのVIPルーム・ホスピタリティエリア（ラウンジ・スカイボックス）のポテンシャルを活かし、プロスポーツチームのスポンサーや県内企業とアリーナとの接点をつなぎ、深めることで、ビジネスフィールドとしてのアリーナへの投資を促すことを目指します。
- 企業主催イベント・会議、交流会、商談会場／福利厚生・エンゲージメント強化活用／観光商材（地場産品等）とタイアップした高付加価値観戦パッケージ（「スポーツホスピタリティ」）等

■アクティベーションフィールドとしてのアリーナ活用

- プロスポーツ興行における基本的なスポンサーシップマーケティング（広告宣伝価値の提供）のみならず、R&D（実証実験／データ活用／新商品開発等）やアウトターマーケティング（プロダクト宣伝）など、スポンサー権の有効活用による事業展開（「アクティベーション」）の場としてのアリーナ活用の可能性を検討し、これまでのアリーナにはみられない、新たな民間投資を促すことを目指します。

■アリーナ事業を構成する様々な主体間による連携を強化し、「徳島ならではの」アリーナ像を共に創り上げる

- コンテンツホルダー（プロモーター・イベント／プロスポーツチーム／その他興行主）やスポンサー、県内外企業、観光・商工、経済団体、中間組織（スポーツコミッション）、大学、行政、住民団体、県民など、アリーナにおける様々な事業を展開しうる主体間の連携・ネットワークを強化し、「徳島ならではの」アリーナ事業を展開し、より多くの共感を得られるアリーナ像の「共創」を目指します。



アリーナ事業の共創組織体としての“プラットフォーム”化

スポーツホスピタリティを高めるVIPルームの活用



アクティベーションフィールドとしての活用



期待される機能と必要な施設・諸室・設備要件

■ 主要事業・利活用シーンの展開・創出のため、以下の機能とそれに基づく施設・諸室・設備等の要件を検討します。

期待される機能	必要な施設・諸室・設備と主要要件	
【基幹機能】 「スポーツエンターテインメント空間」としてのアリーナ機能	全体規模	✓ 建築面積：最低10,000㎡～15,000㎡程度 + αを想定（※ボリュームスタディの精査が必要）
	メインアリーナ	✓ バスケットボール・バレーボールの国際大会基準を満たした面積及び天井高を設定 ● 例）オープンハウスアリーナ太田：2,140㎡・12.5m／ゼビオアリーナ仙台：2,170㎡・20m ✓ より臨場感を感じられるような「すり鉢状」の客席構造・勾配
	観客席・収容人数	✓ 少なくとも「新B1」（B.LEAGUE PREMIER基準）の下限である5,000人以上収容を想定 ✓ コンサート・ライブ等利用時を想定した最大収容人数を設定。現時点では、10,000人を最大とし、想定需要・市場ポテンシャル、候補地との適性等を考慮し適正規模を検討
	ホスピタリティ	✓ スイート（VIPルーム・スカイボックスシート）及びラウンジを設置し、飲食の提供を可能とする ● 試合観戦前後の非日常体験を提供する「スポーツホスピタリティ」への活用にも対応する ✓ 「新B1」基準に基づいた席数・収容数を設定（入場可能数の2％・5％） ✓ アリーナ来訪者を対象に飲食の提供が可能な専用スペースを設置
	床仕様	✓ コンサート・ライブ等の利用可能性も想定しつつ、一定重量の搬出入への耐性を確保 ● 例）コンクリート床 + スポーツ利用（B. LEAGUE等）に対応可能なポータブルフロアの具備 ● 例）ゼビオアリーナ仙台・SAGAアリーナ・沖縄アリーナ：11tトラックが直接搬出入可能
	映像・情報開示 / 照明・音響等	【映像・情報開示】 ✓ 360°対応センタービジョン、リボン・壁面ビジョンなど、演出効果を高める設備の適切配置を検討 ✓ 場内各地にデジタルサイネージを設置し、試合状況や混雑状況等を伝達可能 【照明・音響等】 ✓ B.LEAGUE基準の示す平均照度（1,400ルクス～2,000ルクス以上）や音響設備を確保 ✓ その他、コンサート・ライブ等エンターテインメント利用に必要な水準を備えた設備（吊物設備等） ✓ コンサート・ライブ利用等の各種エンターテインメント利用を想定し、搬出入口を確保
	諸室	✓ 興行利用に備えた必要数・必要規模の諸室を整備 ● 会議室／更衣室（ロッカー）／控室／多目的室／ドーピングコントロール室／審判控室／各種設備調整室（映像・照明・音響・電気・通信回線等）／チケット販売／器具庫 等 ✓ 観客席・収容人数に対して適切規模のトイレ収容を設備 ● B.LEAGUEホームアリーナ検査要項：入場可能数5,000人超アリーナに対して最低2％

期待される機能と必要な施設・諸室・設備要件

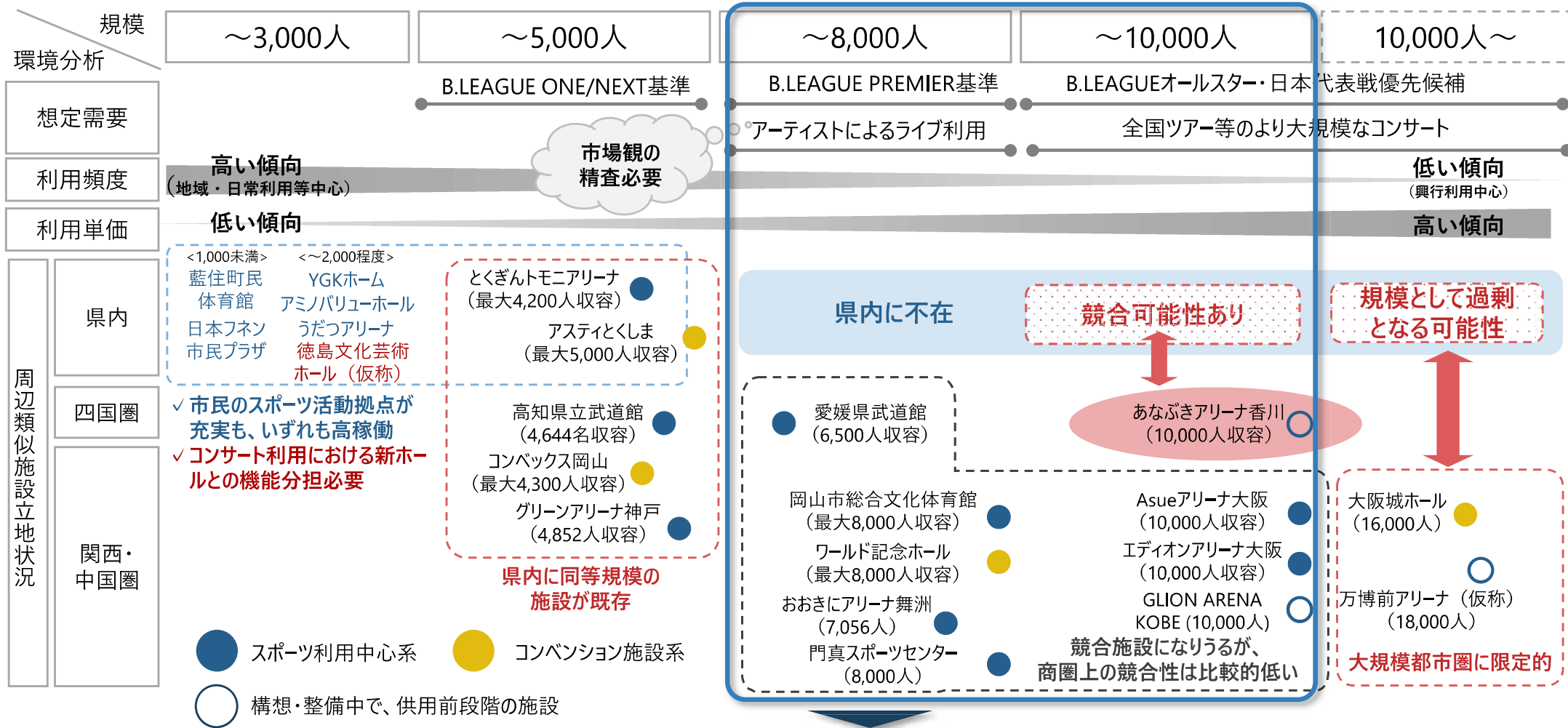
■ 主要事業・利活用シーンの展開・創出のため、以下の機能とそれに基づく施設・諸室・設備等の要件を検討します。

期待される機能	必要な施設・諸室・設備と主要要件	
【付加価値機能】 居場所・コミュニティ機能 （アクティビティ/多目的来訪 等）	サブアリーナ	✓ プロスポーツ利用時のアップ会場や武道の全国大会等開催時会場、地域利用を想定した適正規模を検討 ● 例）オープンハウスアリーナ太田：約630㎡／沖縄アリーナ：約860㎡
	飲食・物販施設	✓ 地元の飲食物等が体験可能なカフェテリア施設との複合 ✓ プロスポーツチームの公式グッズの購入や地元産品等購入が可能な物販施設との複合
	IT・IoTインフラ	✓ 高速Wi-Fi環境の整備等、来場者へのホスピタリティ向上に資するICT技術の活用検討
	エントランス オープンスペース	✓ マルシェ・フリーマーケット等の賑わい創出に資するイベント開催が可能な規模のスペース確保 ✓ 3 on 3バスケットコート等来訪者が自由に遊べるスペースのデザイン /等
	防災機能	✓ 地震・風水害時の避難拠点として十分対応が可能な構造（耐震安全性等） ✓ 災害時備蓄庫機能／非常時電源・発電設備等の確保
	その他	【環境配慮】 ✓ ZEBの各種認証（Nearly/Ready/Oriented）等の環境負荷軽減への配慮 【ユニバーサルデザインへの配慮】 ✓ スポーツ庁「スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック」等を参照し、主要事項に配慮 ● 勾配・サインエッジデザイン・スペース確保・多目的トイレ・車いす席・補助券同伴席の確保 等

徳島県内及び近隣自治体におけるアリーナ等の状況

■ 本県内外における周辺類似施設の立地状況や、各施設の想定商圏・本県とのアクセシビリティ等を考慮すると、5,000人～10,000人収容のアリーナを検討範囲とし、想定需要・市場ポテンシャル等を加味しつつ、県内既存施設では受容できなかった各種アリーナ需要を取り込み、新たな賑わいのシーンと交流人口増をもたらすことができる適正規模のアリーナが求められると考えられます。

徳島県内及び近隣自治体におけるアリーナ等の状況からみる「目指すべきアリーナ」のターゲット



- 本県が「目指すべきアリーナ」のターゲット
- ✓ 5,000人～10,000人程度を収容可能なアリーナを検討範囲
- ✓ アスティとくしま (最大5,000人収容) をはじめとする県内既存施設では受容できなかった各種アリーナ需要を取り込める規模・機能・設備